

群馬医療福祉大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

群馬医療福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、群馬医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「仁」と教育理念である「知行合一」を信条とする大学の使命・目的は、学則に「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」と明確に定められ、その個性・特色は、学部・学科・大学院の教育目的等に適切に反映されている。

使命・目的及び教育目的は、ホームページや大学案内などに掲載され、さまざまな機会を通して学内外に周知し、中長期的な計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。また、教育研究組織は、大学の使命・目的に沿って適切に構成されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確に定められ、入学定員の確保に努めている。

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき体系的に編成され、教授方法の工夫を行うとともに、学修支援及び授業支援に努めている。単位認定及び卒業認定並びに大学院修了の基準は、学則及び大学院学則で明確に定められ厳正に適用されている。

社会的・職業的自立に関する指導は、キャリア教育科目を必修として配置し、正課外では「キャリアサポートセンター」を設けて実施している。教育目的の達成状況の把握や評価は、「授業改善のための学生アンケート」などにより行われ、教育内容・方法等の改善に向けた取組みを行っている。「学生委員会」を中心として、さまざまな学生サービスを実施している。

教員数は設置基準を満たし、教員の資質・能力向上に努めている。

校地・校舎の面積は設置基準を充足し、図書館等の教育環境も整っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、「学校法人昌賢学園寄附行為」等の諸規則に基づく適切な運営により維持されており、使命・目的の実現に向けては、「群馬医療福祉大学中長期計画」を策定し、継続的努力を行っている。また、法令を遵守するように努めている。

理事会は、寄附行為等に基づき適切に運営され、学長の権限と責任は、学則に規定され、リーダーシップを発揮できる体制を整備している。また、理事長が学長を兼務しており、法人と大学とのコミュニケーション及び意思決定は、円滑である。評議員会は寄附行為に

基づき適切に運営され、監事監査も実施されている。

業務執行に必要な事務組織は整備され、職員の能力向上に向けた取組みを行っている。

中長期財務計画を作成し、適切な財務運営に努め、収支バランスの確保を図り、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、適正に行われ、会計監査も実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、学則に規定するとともに、「群馬医療福祉大学及び群馬医療福祉大学短期大学部自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程」を定め、「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」を設置し、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果をホームページに掲載し社会に公表している。また、自己点検・評価は、原則として3年周期で実施するように定めている。

自己点検・評価の結果は、学部単位に設けられている各種委員会を中心として中長期的な計画を踏まえた毎年度の事業計画に反映させ、PDCA サイクルにより改善等に努めている。

総じて、「仁」を建学の精神とし、「知行合一」を信条とする大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究及び管理運営の制度・組織等を整備し運営しており、保健・医療・福祉・教育分野の有為な人材を育て、ますます地域社会に貢献し、発展することが期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会における知的財産と人的・物的資源の提供」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「仁」と教育理念である「知行合一」を信条とする大学の使命・目的は、「教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的する。」として学則に簡潔かつ明確に定められている。学部・学科及び大学院の教育目的についてもそれぞれ学則、大

学院学則に簡潔な文章で明確に定められている。

また、建学の精神、教育理念、教育目的及び養成する人材像等についてホームページや学生便覧等に具体的かつ分かりやすく明確に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、大学の使命・目的及び教育目的並びに大学院、学部・学科の教育目的に反映され、明示されている。また、大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条等の法令に適合している。

大学は、急速に変化する社会情勢やニーズに対応するため、教育内容や教育目的を見直し、学部の増設などに努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に定められている。学則の改定は、教授会・教員会、理事会等の審議を経て決定されており、役員、教職員の理解と支持を得ている。その使命・目的及び教育目的は、ホームページ、学生便覧、大学案内等へ掲載するとともにさまざまな機会に多様な方法で学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、「群馬医療福祉大学中長期計画」及び三つの方針へ反映され、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神、教育理念、学部・学科及び専攻等の教育目的に基づき明確に定められ、ホームページや学生募集要項等で公表し、オープンキャンパスや各種ガイダンス等を通して周知に努めている。また、アドミッションポリシーに沿い、入試区分ごとに選抜方法を明示して複数の選抜制度を設けている。大学入試センター利用型入試以外は面接を課し、面接マニュアルを利用した面接により、アドミッションポリシーに沿った選抜を行う工夫がされている。

各学科の入学定員充足率は概ね適切な水準であるが、平成 29(2017)年度入試で一部学科の入学者数や全学部の志願者数の減少がみられたため、広報活動の内容の充実、出願方法の簡素化を行っている。適切な学生数の維持のために、学科定員数の見直しや学部・学科の改組等が検討されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神、教育理念に基づく「全学共通科目」の教育課程の編成及び実施に関する方針と、学部・学科、研究科専攻におけるカリキュラムポリシーがホームページなどに公開されている。各学部・学科・専攻のカリキュラムポリシーに基づき「教養科目」「専門科目」「資格関係科目」を順序立てて履修できるように年次配当を行うなど、体系的に学修できる教育課程が編成されている。

「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」と FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会が連携し、教授方法の改善を進めるための組織的な活動を行っている。授業概要に授業時間外学習の指示が明記され、単位制度の実質を保つための努力がされている。

【参考意見】

○履修登録単位数の上限を高く設定しており、資格取得を目的とする一部の学科において例外を認め上限を超える学生がいるため、単位制度の実質化を保つための工夫が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

新入生・在学生のオリエンテーションは教職協働で実施されており、「基礎演習Ⅰ」「ボランティア活動Ⅰ」「ボランティア活動Ⅱ」等いくつかの科目で、職員による授業支援が行われている。また、在学生在が「基礎演習Ⅰ」において、1年生への助言・指導を行っている。学修支援や学生生活の支援について、主にクラス担任を中心とした教員と職員が連携して行っている。

オフィスアワー制度についてはシラバスや掲示により学生に周知している。新入生オリエンテーションの他、年間5回のオリエンテーションを全学で行い、学修やボランティア、環境美化活動を含む学生生活全般に係る指導の強化を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業・修了認定は、学則に定められた基準に従って厳正に行われている。また、建学の精神や教育目標に基づきディプロマポリシーを明示し、単位認定及び卒業認定の基準を設け、学生便覧等で学生に周知している。単位認定の方法として、科目ごとの具体的な評価方法や配点をシラバスに明記している。履修計画や履修登録等について、オリエンテーションや入学時「フレッシュャーズ・キャンプ」及び全学部で必修科目となっている「基礎演習Ⅰ」で指導している。

学部間交流として他学部の科目を履修し単位認定できるような制度や3学部合同の授業科目を設けている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立を支援する取組みとして、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」「就職指導」等を時間割に配置しているほか、キャンパスごとに「キャリアサポートセンター」等を設置し、学部の特性に合わせたきめ細かな進路指導により高い就職率を達成している。「キャリアサポートセンター」等では卒業生への再就職支援も行っている。3 学部とも国家試験合格率は全国平均を上回っており、不合格者に対しては「国家試験対策委員会」と連携し早期の対応を行っている。資格取得を目的とする実習をインターンシップの位置付けとしている。就職先の事業所や一部の卒業生へのアンケート調査、キャリアサポートセンター職員による卒業生就職先の訪問、実習担当者による実習先や就職先からの卒業生の現状や評価の把握により、今後の教育やキャリアサポートの改善につなげる努力をしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況は、学期末に実施される「授業改善のための学生アンケート」や毎回の授業で実施されている「学生コメントカード」、平成 28(2016)年度に学生の意識調査として実施された「総合的なアンケート」等により点検されている。

「授業改善のための学生アンケート」の結果は各科目担当教員にフィードバックされ、各科目担当教員は自己評価し「授業改善に関する報告書」を提出している。「学生コメントカード」に対しては、履修学生に対し適切にフィードバックされている。また、授業改善の検討視点を広くするため教員相互に授業を参観し、「教員による授業評価アンケート」により授業を評価し、その結果は授業担当者へフィードバックされている。さらに、授業の改善点を教員間で共有するため、FD・SD 研修会で、「授業改善のための学生アンケート」をもとに授業改善について検討されている。今後は学生へのフィードバックや学生の意識調査の定期的な実施を期待する。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活を支援するため、「学生委員会」を中心に学生課・保健室・学生相談室等が連携した体制が組織化され、適切に機能している。また、個々の学生の生活状況や健康状況も、学生課・保健室・学生相談室・心理カウンセラー等とクラス担任とが機能的に連携し、クラス担任が適切に把握する体制になっている。特待生制度を一般入学試験入学者向けと成績上位者向けに制度化し、経済的な支援を実施している。課外活動へ予算を計上し、活性化を図っている。

学生の意見や要望は学生生活満足度調査や学生課窓口でくみ上げるなど学生サービスの改善につなげている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に定められている必要専任教員数及び教授数、大学院設置基準に定められている研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、いずれも基準を満たしている。また、各種職業資格関連についても指定基準に定められている必要専任教員数を満たしている。

教員の採用と昇任は、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」及び「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」にのっとり、適切に実施されている。FD研修も「FD委員会」のもと、定期的開催され、また、教員相互の授業評価、保護者を対象にした公開授業、教員研究発表会が計画的に実施されている等、教員の資質・能力向上のための取組みが図られている。

大学の建学の精神を具現化するために教養教育の要の科目として開設されている「基礎・総合演習」の運営など、教養教育は教務カリキュラム委員会の責任のもと、適切に実施されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地及び校舎の面積は設置基準を満たしており、実習施設、図書館、体育館、情報サービス施設等の教育環境も適切に整備され、施設管理課が責任をもって維持管理している。校舎の耐震強度も確保され、バリアフリー化の整備も進んでいる。教育環境に対する学生の意見も学生課の窓口等を介してくみ上げられ、改善につなげている。また、平成 28(2016)年度からは「学生満足度調査」が実施され、学生の教育環境に対する満足度を制度的に分析するようになった。

講義・演習室もクラスサイズを考慮して整備され、教育効果が意識されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校教育法や私立学校法等の法令を遵守して制定された寄附行為、「学校法人昌賢学園理事会運営規則」及び学則等の諸規則により、経営の規律と誠実性の維持を表明し、適切に運営している。使命・目的の実現に向けては、「群馬医療福祉大学中長期計画」を策定し、継続的な努力を行っている。

環境保全については、法定検査などにより適切な保全に努め、人権については、「学校法人昌賢学園ハラスメントの防止等に関する規程」などの諸規則を整備して適切な運営に努めている。また、安全についても「学校法人昌賢学園危機管理規程」「学校法人昌賢学園緊急対応マニュアル」を整備するなど配慮して運営している。

財務情報及び教育情報は、その一部について不十分な点があるが、ホームページに公表されている。

【改善を要する点】

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績に関すること」が、公表されていないので改善が必要である。

○教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 による情報公開で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績」が、公表されていないので改善が必要である。

【参考意見】

○学則に定められている「大学」及び一部の「学部・学科」の教育研究上の目的をホームページに公表することが望まれる。

○平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則改正に伴い三つの方針について再整備に努めているが、まだ全体としては確立されておらず、ホームページや学生募集要項などの掲載内容にも相違があり、早急に整備し、公表・周知することが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事は、寄附行為第 6 条第 1 項各号及び「学校法人昌賢学園役員を選任等に関する規則」に基づき適切に選任され、寄附行為第 5 条第 1 項に定められた定数を満たしている。

理事会は寄附行為及び「学校法人昌賢学園理事会運営規則」に基づき、適切に運営されている。

また、理事の半数が常勤の理事として、財務担当などの役割を分担して運営に当たっている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、意思決定機関として学長のもとに「教授会・教員会」、各種委員会などを整備し、学則等の諸規則にその権限と責任を明記し、適切に運営している。学長の職務と権限は、学則第 8 条第 2 項に「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明確に定めている。また、学長は、「運営委員会」「学部会議」「学年主任会議」等の会議へ出席して指示を行い、また、意見を聴取するなど適切なリーダーシップを発揮できるように努めている。

【改善を要する点】

○教授会の意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が適切に定め、

周知していないので改善が必要である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長が学長を兼務し、理事会、大学の「教授会・教員会」等の会議に出席しており、法人運営部門と教学部門が一体的に運営され、意思決定やその執行が円滑に行われている。理事長兼学長は、「年度始めの会」などを開催して大学の方針等について指示などを行う一方、各種委員会や管理運営組織の会議等で出された意見をくみ上げる仕組みを整備し、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営を行っている。

監事の構成に一部問題はあるが、理事会に出席するなど法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。

評議員は、寄附行為及び「学校法人昌賢学園評議員の選任等に関する規則」に基づき適切に選任され、また、評議員会は、寄附行為に基づき適切に運営されている。

【改善を要する点】

○監事の選任について私立学校法第 39 条及び寄附行為第 7 条は、法人の職員との兼職を認めていないので、監事 1 名の選任について改善が必要である。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、「学校法人昌賢学園事務組織及びその運営に関する規定」「学校法人昌賢学園職務権限規程」などの諸規則に基づき、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員の配置を行うことにより、業務執行の管理体制を構築し、業務の効果的な執行体制が確保されている。

職員の資質・能力向上のため独自の研修のほか、日本私立大学協会など外部団体等が実施する研修会に積極的に職員を派遣している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期計画書が具体的に作成されており、中長期財務計画に基づいた、適切な財務運営が行われている。

また、学生の確保も安定的に推移していることから、外部資金の借入れもない良好な財務環境を継続しており、財務基盤は安定している。消費収支計算書関係比率（事業活動収支計算書関係比率）及び貸借対照表関係比率においても、適正な範囲にあり、収支バランスは確保されている。

資産運用については、「学校法人昌賢学園資産運用規程」に基づいて適正に運用している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人昌賢学園経理規程」「学校法人昌賢学園資産運用規程」及び「学校法人昌賢学園固定資産及び物品管理規程」等に基づいて、適正に行われている。また、予算とかい離がある決算額の科目についても、補正予算を編成し、執行している。

外部監査法人による会計監査及び監事監査は連携して適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自主的・自律的な自己点検・評価は、学則第 4 条及び第 5 条にその旨を規定し、「自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程」を制定し、「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」を設置している。

平成 28(2016)年度に「IR 室」を設置し、自己点検・評価体制を強化している。

自己点検・評価活動の周期については、原則として 3 年ごとの周期で自己点検・評価を実施するように体制の整備を図っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各担当部署でのアンケートや調査によるデータの収集と分析等エビデンスに基づいたものであり、客観的かつ透明性の高いものといえる。

平成 28(2016)年に「IR 室」及び「IR 運営委員会」が新設されたことにより、情報の収集と分析を実施する体制が強化されている。

また、自己点検・評価の結果は、学内での共有が図られており、社会への公表として、自己点検・評価報告書をホームページ上で公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の体制については、学部単位の委員会を中心として事業計画を作成し、実施結果について、自己点検・評価を行っている。その後、学長・学部長・事務長等の管理職及び教職員（各部門の代表者）で構成された「自己点検・評価・コンプライアンス委

員会」に持ち寄って大学全体の自己点検・評価を行っており、改善・向上策等を中長期的な計画を踏まえた次年度の事業計画に反映している。

平成 26(2014)年度に作成した自己点検・評価報告書の検証が、平成 29(2017)年度の自己点検・評価に活用されており、継続して、実質的な PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させるように努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会における知的財産と人的・物的資源の提供

A-1 地域社会との連携方針

A-1-① 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

A-2 地域連携、地域貢献の具体性と人的資源の提供

A-2-① 生涯学習への貢献

A-2-② 自治体や団体との連携と人的資源の提供

A-2-③ 教育機関との連携

A-3 物的資源の提供

A-3-① 大学が持つ物的資源の地域社会への提供

【概評】

教育目的である「医療・福祉・教育専門職者の養成」の基盤になる実践力を育むため、その教育方針として「教育活動を通じて地域や社会への貢献」、すなわち「地域に望まれる人材養成と地域密着型の生涯学習の提供」を学則、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーで明らかにしている。これらの理念は、エクステンションセンターを中心に、全学体制で、具体的な活動として多分野にわたって計画・実施されている。それらの実績は「地域貢献活動報告書」として刊行され、全教職員に配付し共有化を図るとともに、群馬県や前橋市、群馬県内の高等学校等へ配布し、大学の地域貢献活動の県民への周知を図っている。また、更なる地域連携を推進するため、地域貢献活動を大学側の一方的な事業の展開ではなく、地域との協働による事業計画の策定の必要性を意識している。

生涯学習や地域における専門職の資質向上の視点から、大学の個性・特色を生かし、毎年、公開講座、福祉用具専門員講習会、リハビリテーション研修会等を企画・実施している。また、より積極的かつ円滑に地域連携や地域貢献を推進するため、前橋キャンパスと本町キャンパスが立地する前橋市や藤岡キャンパスが立地する藤岡市等と包括協定を締結し、前橋市や藤岡市主催の各種イベント、前橋市東公民館との家庭教育学級や前橋商工会議所との「まちなかキャンパス」等に全学的に協力・支援しているとともに、前橋市社会福祉協議会と協定を締結し、人材養成のために地域の有識者を活用する等、地域との相互交流を図っている。さらに、両市の学校教育・文化・スポーツ等の人材育成に資する事業の企画と展開を推進できる体制を整え、その一貫としての高大連携事業は、県内の高校と

群馬医療福祉大学

協定契約し、大学の特色を生かした社会福祉・看護・リハビリ・介護等に関する高大連携授業科目を提供する等、高等学校の教育活動の充実に寄与している。また、地域貢献が地域の活性化に資するように地域の中に活動拠点の設置を検討するなど、新たなステージへの展開を図っている。

図書館は学外者にも開放され、また、グラウンドや体育館、教室等も正課や課外活動に支障がない限り貸与する方針をうたう等、地域に立脚する大学として、「地域に開かれた大学」を目指し、地域社会の実態やニーズに即して、積極的に大学の施設・設備の地域への開放を推進している。

